

資 料

2013年5月
財務省関税局

目次

1. 輸出手続の基本的な流れ

2. NACCSについて

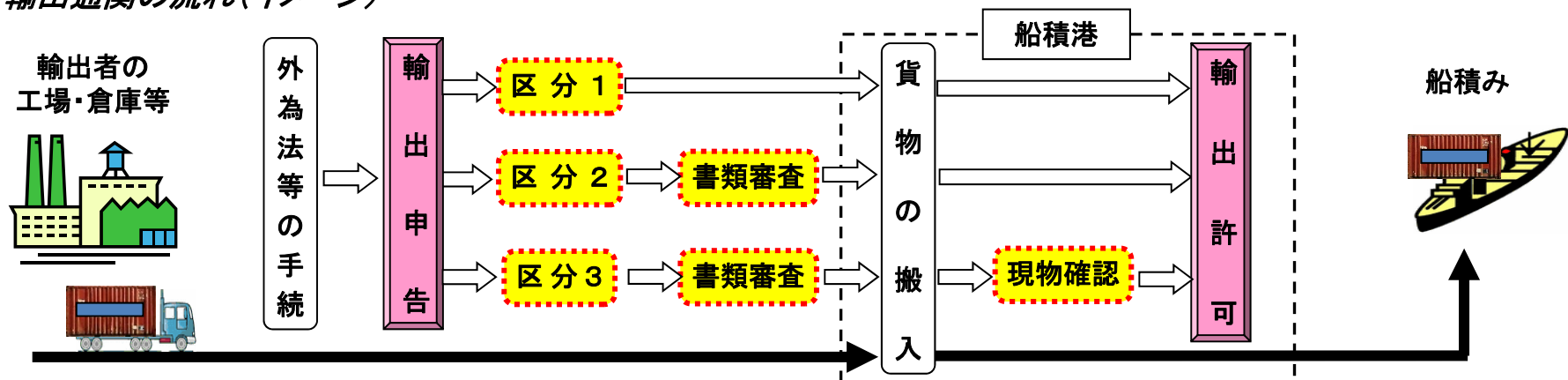
3. 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組み

4. 我が国のAEO制度

1. 輸出手続の基本的な流れ

- **輸出通関**を行うためには、**輸出申告書**の他、**仕入書(インボイス)**、**輸出許可証**(外為法等の規定により必要とされる場合)、**関税払戻し申請書(減免戻し税等の適用を受ける場合)**等の**法令で定められた書類を税関に提出する必要がある**。こうした**通関手続きに必要な書類の作成・入手**に加え、**輸出貨物の集荷、船積までの一時保管、コンテナ詰め、船積手配等、輸入先に商品を届けるまでに必要な輸送手配、荷役作業をまとめて、輸出者から国際物流業者へ委託される場合**が一般的。(注)輸出の際確認が必要な法令:13法令(外為法、道路運送車両法等)
- 委託を受けた物流業者は、インボイス等を基に、オンライン通関システム(NACCS)上に必要項目を入力し、**電子的に輸出申告を行う**。NACCSは、税関が設定しているリスク判定基準により、申告を**区分1(即時許可)**、**区分2(税関による書類審査が必要)**、**区分3(税関による貨物検査が必要)**のいずれかに即時に選別する。
- 区分2の場合は**申告書以外の書類を申告税関官署に持ち込む必要がある**、区分3の場合は**貨物検査の立会のため申告税関官署へ行く必要がある**が生じ、これらの対応は通常物流業者が担っている。

輸出通関の流れ(イメージ)

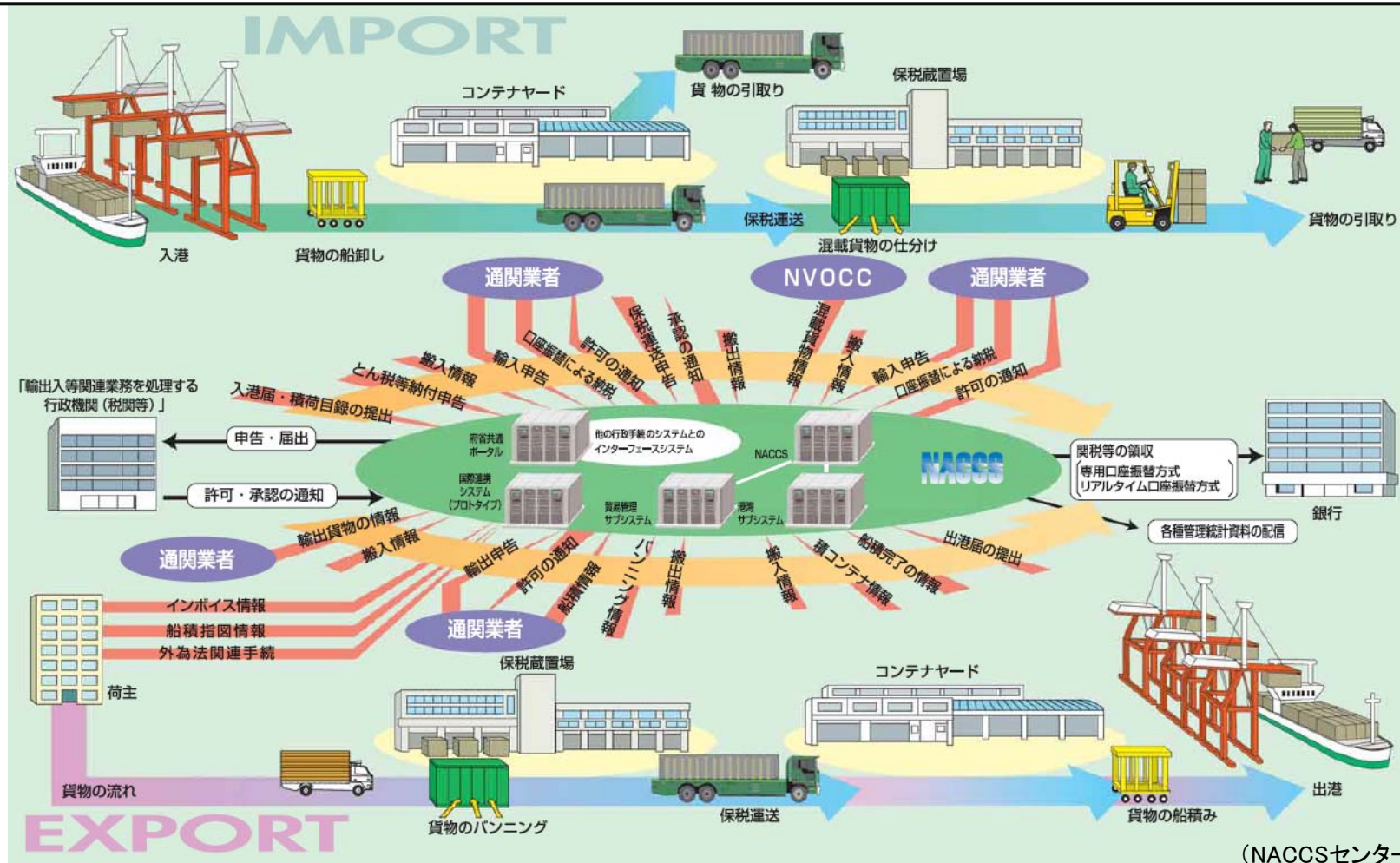


2. NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)について

- NACCSは、輸出入等関連業務を行う者をオンラインで結び、輸出入等関連業務及びこれに関連する民間業務(貨物管理等)を処理する官民共同システムであり、検疫や港湾管理などの関係行政機関に対する手続きを一回の入力・送信で済むようにするシングルウィンドウ機能を備えるなど、利便性と信頼性の高さから世界最新の貿易手続関連システムを実現。

(参考1) NACCS : 輸出入・港湾関連情報処理システム(Nippon Automated Cargo and port Consolidated System)

(参考2) 輸出入等関連業務 : 税関手続、入国管理手続、食品衛生手続、検疫手続、貿易管理手続、空港・港湾手続



3. 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組み

目標

- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進
⇒通関関係書類の提出の省略、電子化又はPDF等による提出
- NACCSにおける貿易手続全般に係る
国際物流情報プラットフォームとしての機能強化
⇒民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携

平成25年度のNACCS等の更新時までの取組み

- 通関関係書類の簡素化
- NACCSの「電子インボイス業務」の利用促進
⇒企業・関係業界等へのセールス
⇒インボイス業務のプログラム変更の実施（桁数・欄数の増加等）
- 通関関係書類のPDF等によるNACCSでの提出

平成29年度の次期NACCS等の稼働時までの取組み

- 他法令手続等の電子化の推進
- 民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携
（海上運送状、保険料明細書等）
- 通関手続に係る電子手続の原則化

4. 我が国の認定事業者(AEO: Authorized Economic Operator)制度



Authorized Economic Operator Program

(米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて) 国際物流におけるセキュリティ対策の強化の必要性

背景

国際競争力向上等のため 税関手続簡素化等の物流円滑化の推進の必要性

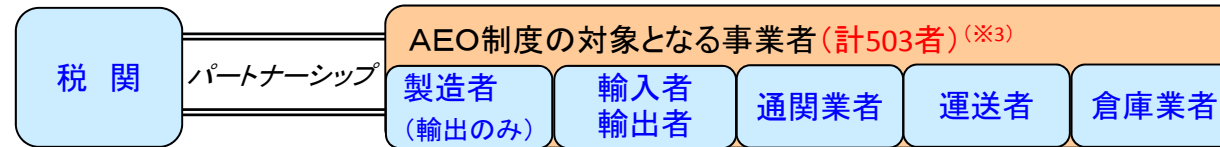
財務省・税関は民間事業者とのパートナーシップの構築により、国際物流における一層のセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、あわせて我が国の国際競争力を強化するため、国際標準に則ったAEO制度を平成18年3月に導入

AEO制度とは？

1. AEO制度へ参加する事業者は、自社が関与する物流において
 - ①税関手続等に関する法令を遵守すること(コンプライアンス遵守)
 - ②取扱貨物の安全を確保していること(セキュリティ管理)
 を税関と共にあらかじめ確認 ※1

2. 税関はAEO事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供 ※2

(※3: 平成25年4月24日現在)



- ※1 AEO制度が求める具体的要件例
- 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
 - 内部監査
 - 委託先管理
 - 税関との連絡体制、社内連絡体制
 - 教育・訓練の体制
- AEO事業者が取り扱う貨物には、「盗難・すり替え・差し込み」がされない体制整備が必要
- ※2 AEO事業者に対する緩和措置例
- 輸入手続: 貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能
 - 輸出手続: 貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受けることが可能
 - 保税運送手続: 運送ごとの保税運送承認が不要
 - 倉庫等に外国貨物を保管するために必要な税関の許可が不要(税関への届出のみ)
 - 税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料が免除
 - 通関業者は、特定の税関官署の管轄区域内に蔵置されている貨物について、予め選択した税関官署に輸出入申告を行うことが可能

